

日本古代の首都と公共性

櫛木謙周 著

櫛 木 謙 周 著

日本古代の首都と公共性

— 賑給、清掃と除災の祭祀・習俗 —

塙 書 房 刊

櫛木 謙周 (くしき・よしのり)

略 歴

1951年 大阪市生まれ
1980年 京都大学大学院文学研究科博士後期課程学修退学
1983年 富山大学人文学部講師
1985年 富山大学人文学部助教授
1992年 京都府立大学文学部助教授
1999年 京都府立大学文学部教授 現在に至る

主要著書・論文

『日本古代労働力編成の研究』塙書房 1996年
「都市手工業者形成論ノート—高級織物の需要と生産を中心に—」大山喬平教授退官記念会編『日本社会の史的構造 古代・中世』思文閣出版 1997年
「平安京の宅地売買とその価格」『洛北史学』1号 1999年
「長屋王家の経済基盤と荷札木簡」『木簡研究』21号 1999年
「長屋王家の消費と流通経済—労働力編成と貨幣・物価を中心に—」『国立歴史民俗博物館研究報告』92集 2002年
「商人と商業の発生」桜井英治・中西聡編『新体系日本史 第12巻 流通経済史』山川出版社 2002年
「生産・流通と古代の社会編成」歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座 第2巻 律令国家の展開』東京大学出版会 2004年

にほんこだい しゅと こうきょうせい 日本古代の首都と公共性

2014年3月31日 第1版第1刷

著 者 櫛 木 謙 周

発 行 者 白 石 タ イ

発 行 所 株式会社 塙 書 房

〒113 東京都文京区本郷6丁目8-16
-0033

電 話 03(3812)5821

FAX 03(3811)0617

振 替 00100-6-8782

シナノ・弘伸製本

定価はケースに表示してあります。落丁本・乱丁本はお取替いたします。

© Yoshinori Kushiki 2014. Printed in Japan ISBN978-4-8273-1267-6 C3021

目

次

序論

- (一) 公共性について……………三
- (二) 本書の概要……………九

第一章 都城における支配と住民

——都市権門・賤民形成の歴史的前提——

はじめに……………一五

第一節 都城における「公共事業」と労働編成……………一七

- (一) 京職と「諸家」……………一八

- (二) 使役される人々……………二三

第二節 都城における「救貧政策」……………二六

- (一) 京中賑給の成立とその背景……………二九

- (二) 古代的賑給から中世的施行へ……………三三

むすび……………三五

第二章 「京中賑給」に関する基礎的考察……………四三

はじめに……………四三

第一節 京中賑給の手続きとその意義……………四四

(一) 料物	四
(二) 賑給使	四
(三) 差文	五
(四) 賑給文の奏聞	五
第二節 「京中賑給」の成立と展開	五
(一) 京中賑給の手続きの過程を実際に追える例	五
(二) 定例賑給と臨時賑給	六
(三) 公的賑給と私的賑給(施行)	六
(四) その他の注意すべき事項	六
むすびにかえて	七

第三章 古代国家の都市政策——清掃の制を中心に——

はじめに	九
------	---

第一節 弘仁十年十一月五日官符の意義	九
--------------------	---

(一) 官符の内容とその改変	九
----------------	---

(二) 六位以下官人に対する処罰	九
------------------	---

(三) 「職家巡検之日、馬上勘当」の歴史的意義	一〇
-------------------------	----

第二節 平安前期都市政策の特質	一〇
-----------------	----

(一) 京職の諸司官人に対する告発・決罰権の強化	一〇
--------------------------	----

(二) 都市の公共的負担と奪祿処分	一一
-------------------	----

むすびにかえて	二八
第四章 古代の「清掃」と国家の秩序	二七
はじめに	二七
第一節 「掩骼埋胔」について	二八
第二節 京における汚穢処理	三三
第三節 神社清掃と除災大祓	三七
おわりに	四三
第五章 ハラエの重層性とその歴史的特質	四〇
はじめに	四〇
第一節 公私のハラエの重層性	四〇
(一) 大ハラエと家のハラエ	四〇
(二) 平安貴族社会のハラエ	四三
(三) ハラエの習俗の源流	四五
第二節 ハラエの対象	四六
(一) ハラエの概念	四六
(二) 人と場	四六
(三) 京と諸国	七〇

おわりに	一七五
第六章 長屋王家の宗教的習俗について——散米を中心に——	一八三
はじめに	一八三
第一節 長屋王家のハラエ	一八四
第二節 長屋王家の宗教的技能者	一九〇
おわりに	一九六
第七章 疫神祭祀と物忌にみる除災習俗の形成と展開	二〇三
はじめに	二〇三
第一節 疫神祭祀にみる境界性と空間観念	二〇四
(一) 疫神祭祀の諸相	二〇四
(二) 御霊会と疫神横行の妖言	二〇九
第二節 除災・物忌習俗の広まり	二一四
(一) 蘇民将来札	二一五
(二) 物忌と物忌札	二一七
第三節 疫神観念と穢観念との関連	二二一
おわりに	二二六
《補論》物忌主体の重層性と公私の奉仕関係	二二六

(一) 天皇の「御物忌」	二三八
(二) 官司の物忌とハラエ	二四〇
(三) 貴族の私的物忌	二四二
(四) 「氏」の物忌	二四五
(五) むすび	二四六
第八章 都市王権論と公共性	二四九
はじめに	二四九
第一節 都市王権論の論点	二五〇
(一) 都市貴族と都市法	二五〇
(二) 生活過程と都市空間	二五三
第二節 都市王権と公共性	二五七
(一) 首都の清浄と国家の秩序	二五九
(二) 首都空間の秩序と祭祀・習俗	二六〇
おわりに	二六五
第九章 穢観念の歴史的展開	二七一
はじめに	二七一
第一節 穢概念の特質と浄穢意識の形成	二七三

(一) 「穢」概念とその特徴	二七三
(二) 〈清浄・汚穢〉観念の形成	二七七
(三) 穢意識の広がり	二八〇
第二節 奈良時代から平安時代前期への変化	二八二
(一) 律令における神事の禁忌と「穢惡」	二八一
(二) 六国史の「穢」	二八三
(三) 変化の背景	二八四
第三節 穢からみた首都空間の性格	二八九
(一) 公・私・公共の空間	二八九
(付) 「公門」での穢	二九三
(二) 天下穢	二九六
むすびにかえて——浄穢の空間構造と身分制論——	三〇一
第十章 身分制と公共性	三一
はじめに	三一
第一節 貧民への食の給付	三一四
(一) 食糧問題の都市的性格	三一四
(二) 救貧財源としての義倉	三六
(三) 賑給と施行	三七
(四) 乞食——施しの対象としての「非人」——	三三

(五) 食の給付と清掃との関係	三五
第二節 社会編成としての身分制——本書全体のむすびにかえて——	三六
(一) 被差別身分形成の二つの論理	三八
(二) 淨穢觀念と賤民身分の編成	三三
初出一覧	三四
あとがき	三七
索引	卷末

【凡例】

- ・史料の割注・小字は原則としてへゝで示した。
- ・史料等の傍線・傍点は筆者によるものであり、省略部分は……で示した。
- ・活字本史料の文字を写本（写真）等によって改めた場合があるが、行論上の差異を生じないと思われるものについては特に断っていない。
- ・木簡についての法量・型式は、長さ・幅・厚さ（単位mm）、および型式番号で示す。釈文の記載様式は、原則として引用した文献による。

日本古代の首都と公共性

—— 賑給、清掃と除災の祭祀・習俗 ——

序 論

(一) 公共性について

本書は、古代の首都における公共的諸問題について、公共性の発現形態や公共性をめぐる社会関係を読み解くことによって、これまで都市論（首都論）・祭祀論・身分制論などで議論されてきた事柄を横断的に理解することをめざすものである。そこでまず、「公共性」の概念について、本書における立場を明らかにしておきたい。

「公共性」は、共同体などにおける共同性としばしば混同されてきた。両者の大きな違いは、後者が等質な価値に満たされた閉じられた空間を前提としているのに対して、前者は人々のいづく価値の異質性・多様性を前提とし、それらに原則的に開かれた領域に関わることにある。⁽¹⁾言うまでもなく、公共性は都市のみに存在するわけではないが、不特定多数の人々に開かれた領域において、共通の利害や関心に基づく事柄が必然的に生じてくる点で、都市という場より典型的に形成されるものと言える。

このような公共性を論じる場合、のちに述べる市民的公共性などとの関係で、言説空間の問題として論じられることが多いが、それが明確な形をとって現れにくい古代社会においては、公共性は問題とならないのであろうか。このことを考えるにあたって重要なことは、古代の都市社会も、様々な価値観をもつ異質な階層、生業等の人々が集住する場であって、住民各層には飢餓や疫病、暴力、汚穢等々を避けようとする共通の切実な願いが生

じるのであり、それが宗教的な形をとる場合も多いことである。そこでは、階層・身分による一定の差別を伴いながらも、都市住民としての共通した願望が創り出され、それが明確な言説の形をとらずとも、様々な「行い」の中に表現されるあり方から公共性を議論できるのではなかろうか。そして、それらの願望を受け止め、あるいは対立するのが、公・私の権力や共同体である。その対応が物質的あるいは行政的な形をとる場合もあれば、精神的ないし宗教的な形をとる場合もある。これらのことに留意することによって、これまでの都市史研究をより豊かにすることができるよう思われる。

ところで、これまでの都市史研究、とりわけ古代史においては、公共性の問題が取り上げられることは殆どなかった。また、先に公共性と対比した共同体の分野でも、従来の都市史研究では、中世後期を中心に、自治的な町共同体や町衆の形成が重視されてきたことは周知のとおりである。しかし、近年では、平安京内における地縁的な共同体などの地域社会の形成、あるいは住民相互の社会関係やそれに対する行政的支配の実態などの研究が進められている⁽²⁾。本書では、このような研究の重要性を十分に認めつつも、それらとは異なる方向、すなわち、多様な都市住民の利害や願いの共通性に注目し、それと王権や国家とがどのように結びつくかという問題設定の上に立っている。このような公共性の視点から見た古代都市（首都）の展開は、上記の研究で論じられている都市民の共同組織の形成・展開とも密接な関係があることが予想され、この面からの考察も必要であるが、本書ではあえて共同体論に踏み込まず、異質な住人の共通する願望を体现する行為自体を分析し、そこに公共性がどのように現れているかを論じることを目標としたい。

次に、これもしばしば混同される「公」と「公共」との区別についてふれながら、公共性について考えてみたい。最近では、「公共性」が独占すべきものでないということは常識になりつつあるが、日本では長らく、

「官」Ⅱ「公」が「公共」を担う（べき）ものとする伝統が続いてきた。その源流は古代に遡るかと思われ、当時は「公」と区別された「公共」という言葉自体が存在しなかった。

しかし、我々が古代社会を分析する場合、古代に存在しなかった言葉を使つてはならないとは言えないであろう。その点で重視したいのは、日本古代の都城（および周辺）において、事実上区別される次の三種類の領域が存在したことである。

（a）宮（大内裏）の内裏や官庁など、奉仕の対象としての「公」的領域。

（b）個々の住民の生活の拠点としての宅地にみられる「私」的領域。

（c）市や道路（およびその側溝）、公共的な葬地など、多様な利用者に開かれた領域。

もちろん、ここに例示した場の性格を一義的にそれぞれの類型に振り分けられるかどうかは問題を残すが、（a）Ⅰ（c）という性格を異にする場が実体として存在したこと自体は否定できないであろう。その上で、日本古代においては、「公」と明示されるのが（a）に関わるものであったことに注意したい。「公私」という場合、「私」に対する「公」とは、決して「私」（住民）の集合体によって成り立つ公共的なものではなく、その奉仕の対象としての官ないし天皇であった。例えば、垣に穴をあけて街路側溝から水を引いてくることによる「公私の煩い」を言う場合（『類聚三代格』斉衡二年〔八五五〕九月十九日太政官符）、この煩いの主体をなす「公」は住民ではなく、官であった。

しかし、（c）のような場が、実際に多数の住民に開かれた共通に利用する空間や施設であること（あるいはそうあるべきであると考えられていたこと）は否定できず、それを我々の視点から「公共」的なものとして捉えることの必要性を強調しておきたい。そして当時の政府なり王権なりがその維持や管理に具体的にどのような対

応したかを分析することによって、当該社会の公共性をめぐる支配構造を解き明かすことが重要な課題となるのである。

上記のように、古代の日本で（c）が政府や住民にとって、「公」と区別される公共的領域として自覚されにくかったことは、（c）の公共的問題が、（a）の中心に位置する王権によって担われることが多いというあり方と密接な関係にあると思われ、それを歴史的にどう位置づけるかが重要な課題となる（この点は第八章で「都市王権」をキーワードに論じることにした）。史料に公共領域が明示的に現れないのは、事実として存在しなかったのではなく、それをとりまく環境に起因すると考えられる。したがって、「公共性」の有無ではなく、それがどのような存立構造の上に成り立っていたのかという点が重視されねばならない。

例えば比較の対象としてギリシアの都市国家を取り上げた場合、古代日本では住民が統治の主体となっていないことを公共性の現れ方の違いの要因として挙げることは一応可能であろう。しかし、さらに原理的な相違点や共通性について考えを進める必要がある。「民主制」が行われたギリシアの都市国家も、「専制国家」としての律令国家も、公的奉仕の対極に私的な「なりわい」が存在するという構造自体は共通する。ただ、その公的奉仕の中核をなすのが、ギリシアでは市民＝戦士としての義務、律令国家では官人としての勤務や公民としての賦役という違いがある。そしてそれは住民の意識の上にも大きな相違をもたらしたと推定される。しかし、一方で注意すべきは、ギリシア（民主制下のアテネ）において、市民団の政治に関わる公的領域（デーモシオス）とは相対的に区別される、生活世界での公的領域（コイノス）が存在したことである。そしてその一例として、市民のほかメトイコイや女性なども参加する国家祭儀の場があったことが指摘されていることも興味深い。そこで指摘されているコイノスこそが、本書で取り扱う公共領域と重なり合うところがある。その有する意義はおそらく異なる